

令和7年3月19日提案

令和7年第2回琴浦町議会定例会
(追加議案)

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 50 号 琴浦町公民館条例の一部改正について……………	50
---------------------------------	----

議案第50号

琴浦町公民館条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公民館条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月19日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町公民館条例の一部を改正する条例

琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立安田地区公民館</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字<u>笠津318番地</u></td> <td style="text-align: center;">大字笠津 光八幡 湯坂 梅田 尾張</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(公民館運営協議会)</p> <p>第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。<u>ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 略</p>	名称	位置	対象区域	略			琴浦町立安田地区公民館	琴浦町大字 <u>笠津318番地</u>	大字笠津 光八幡 湯坂 梅田 尾張	略			<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立安田地区公民館</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字<u>笠津437番地</u></td> <td style="text-align: center;">大字笠津 光八幡 湯坂 梅田 尾張</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(公民館運営協議会)</p> <p>第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。</p> <p>2及び3 略</p>	名称	位置	対象区域	略			琴浦町立安田地区公民館	琴浦町大字 <u>笠津437番地</u>	大字笠津 光八幡 湯坂 梅田 尾張	略		
名称	位置	対象区域																							
略																									
琴浦町立安田地区公民館	琴浦町大字 <u>笠津318番地</u>	大字笠津 光八幡 湯坂 梅田 尾張																							
略																									
名称	位置	対象区域																							
略																									
琴浦町立安田地区公民館	琴浦町大字 <u>笠津437番地</u>	大字笠津 光八幡 湯坂 梅田 尾張																							
略																									

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。